



国民年金の後納制度 納め忘れはお早めに

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

過去10年間に納め忘れした保険料を納付できる国民年金の「後納制度」。後納制度の利用期限は平成27年9月30日までとなっていますので、お早めにお申し込みください。

将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れした保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。

また、年金を受給できなかった方は、後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に保険料の納め忘れがある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

納付書の「使用期限」に注意

すでに後納制度を申し込まれた

方は納付期限にご注意ください。納付書が使用できる期限は、同一年度内（4月1日から3月31日まで）になります。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成27年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

【注意】

平成17年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成27年4月以降は納付できません。

後納制度の申込み・納付書の再発行は

- 国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570-011-050
※050から始まる電話の場合
☎03-6731-2015
- 千葉年金事務所
☎043-242-6320

■受付時間

- ・月曜日
午前8時30分～午後7時
- ・火～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
- ・第2土曜日
午前9時30分～午後4時

※お問い合わせの際は、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。
※電話番号のおかけ間違いにはご注意ください。



国保の加入・脱退 14日以内に届け出を！

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

新たに国民健康保険へ加入するときややめるときには、町へ届け出が必要です。必ず事由が発生した日から14日以内に町民税務課国保年金係へ届け出るようにしてください。

○国民健康保険税

は、加入の届け出をした日ではなく、資格を得た日までのかかると納めなければなりません。

○やめる届け出が遅れると、国民健康保険税を一時二重に支払ってしまうことがあります。

※やめた後に国民健康保険証を使って医療を受けた場合は、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくこととなります。必ず医療機関に保険証が変わったことを伝えてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書・印鑑
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳・印鑑
やめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険証・印鑑
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証・葬儀を行ったことわかる書類（会葬礼状・葬儀の領収書）・印鑑・通帳
その他	退職者医療制度の対象となったとき	保険証・年金証書・印鑑
	住所・氏名などの変更があったとき	保険証・印鑑
	保険証をなくしたとき	身分を証明するもの・印鑑

資産

固定資産税課税台帳

4月1日から縦覧できます

岡 町民税務課 課税係 ☎ 77-3915

縦覧と閲覧の際には、運転免許証や健康保険証などの本人確認書類をご持参の上、役場町民税務課課税係へお越しください。代理人の方は委任状も必要となりますのでご注意ください。

縦覧

自己所有資産の評価額が適正であるか確認をしていただく制度です。その趣旨からはずれる場合はお断りすることがあります。

■期間 4月1日(水)～6月1日(月)
(土・日・祝祭日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

■手数料 無料

■縦覧できる方

- ①町内に土地や家屋を所有する納税義務者および同居の親族など
- ②納税管理人

閲覧

「固定資産税課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認するため、本人の所有する物件のみ閲覧できます。

■期間 通年。平成27年度分は4月1日(水)から(土・日・祝祭日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

納税

便利で安心

納税は口座振替で！

岡 町民税務課 収税係 ☎ 77-3916

口座振替納税は、一度お申し込みいただければ、指定した金融機関やゆうちょ銀行（郵便局）の口座から、納期限の日引き落としして納税する便利な制度です。

口座振替納税を利用すると

- ・役場や金融機関などにわざわざ出かける必要がありません。
- ・納期に自動的に引き落としになるので、納め忘れがなくなります。

申込み方法

○申込み場所

口座振替を利用する各金融機関など、またはゆうちょ銀行（郵便局）の窓口

○必要なもの

- ・通帳
- ・金融機関届出の印鑑
- ・口座振替依頼書
- 口座振替依頼書の設置場所
- ・芝山町役場
- ・町内の金融機関
- ・芝山町ホームページ

※ゆうちょ銀行ご利用の方は様式が異なりますので、芝山町役場またはゆうちょ銀行窓口にご用意

付けの依頼書をご利用ください。

※町外の金融機関をご利用の方は、ご自宅へ依頼書を郵送いたしますのでご連絡ください。

申込みの目安

口座振替を開始したい納期の2カ月前

※金融機関による審査などの都合により、希望月から引き落としが開始できないこともありますのでご了承ください。

申込みにあたっての注意点

- ・固定資産の相続などにより、共有者や所有者が変更になった場合は、再度手続きが必要となる場合があります。
- ・引き落としの確認は預貯金通帳の記帳で行っていただきます。

なお、軽自動車税については、振替後に継続検査用の納付済通知書が発行されます。